

# 家畜生産新技術有効活用総合対策事業

## 1 事業の目的

「家畜改良増殖目標」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を達成するためには、諸外国から輸入される畜産物との品質面での優位差の拡大による競争力強化及び、我が国の高品質な畜産物の輸出に向けた生産体制の整備が不可欠である。

このため、雌雄判別技術を活用した和牛体外受精卵の供給体制の構築等により、肉質等に優れた和牛の生産基盤の強化及びこれらを通じた高品質畜産物の生産量の拡大を図るとともに、近年、新たな国際基準として確立されつつあるアニマルウェルフェアへの的確な対応が、我が国の国際競争力の維持拡大に不可欠な状況となっていることから、科学的根拠に基づく検証等に支援を行い、もって我が国の畜産業の安定的発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 雌雄判別受精卵等効率活用の推進

子牛登記が可能な和牛の体外受精卵等の供給体制の構築及び生産効率の向上に必要な関連技術の開発、体外受精卵移植等技術の向上等に必要な実践技術マニュアルの作成及び技術向上のための研修会等を開催。

### (2) 新たな家畜飼養管理国際基準等対応の推進

国際基準が検討されているアニマルウェルフェアについての的確に対応するため、我が国の家畜飼養の特徴及び経済性を踏まえた科学的根拠に基づく日本独自の飼養管理指針等について、生産現場での検証を行いつつ検討する。

## 3 事業実施主体

(社) 家畜改良事業団、(社) 畜産技術協会

## 4 所要額 (補助率)

152百万円 (定額)

担当課：生産局畜産部畜産振興課  
代表 03-3502-8111 内線 4910  
担当者：菅谷、大久保

# 家畜防疫互助基金造成等支援事業

## 1 事業の目的

家畜伝染病のうち、我が国に発生がなく感染力や病性が極めて強い口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラの4疾病、また、ワクチンを用いず早期発見ととう汰により我が国の清浄性を維持することとしている豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザを対象疾病として、万一これらの伝染病が発生した場合、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成の支援を行い、異常発見時の早期の届出を促すこととする。

## 2 事業の内容

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え、生産者自らが行う互助基金の造成及び発生時の互助基金の交付等に対する支援を行う。

## 3 事業実施主体

(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会

## 4 所要額 (補助率)

1, 876 百万円 (定額、1 / 2 以内)

担当課：消費・安全局動物衛生課  
代表 03-3502-8111 内線 4582  
担当者：山野、室賀

# 国産鶏肉生産体制等強化対策事業（新規）

## 1 事業の目的

近年のWTO体制下での貿易自由化の進展及びEPA・FTA締結国の増加、配合飼料価格の高騰等を踏まえ、国産鶏肉については、需要に的確に対応した供給とともに、安全で消費者や実需者から信頼を確保するため、生産・処理・流通が一体となった品質管理の体制構築が必要となっている。

このため、生産・処理・流通の各段階における国産鶏肉の競争力強化を図るための対策を講じることとし、食鳥産業の健全な発展に資するものとする。

## 2 事業の内容

### (1) 国産鶏肉品質向上推進

食鳥処理場におけるHACCP方式による衛生管理手法の導入とともに、流通段階を含めた総合的な鶏肉の品質管理体制の構築に向けた取組を推進する。

### (2) 鶏肉流通円滑化・適正表示推進

鶏肉の流通・販売の実態調査及び鶏肉流通の円滑化に関する検討、適正表示の徹底のための研修会の開催、鶏肉の需要・価格動向等の調査・分析及び関係者への情報提供、低需要部位の需要拡大のための調査、緊急時における食鳥の集出荷・処理の円滑化を図るための取組等を行う。

## 3 事業実施主体

(社) 日本食鳥協会

## 4 所要額（補助率）

153百万円（定額）

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4942  
担当者：丹菊、竹本

# 鶏卵需給・消費安定特別対策事業

## 1 事業の目的

近年、鶏卵価格は鳥インフルエンザの影響等により乱高下するとともに、飼料価格の高騰の影響も懸念され、国産鶏卵の安定取引の確保と流通の円滑化が求められている。さらに、消費者から鶏卵の安全や表示への関心が高まる中で、鳥インフルエンザの発生を踏まえた鶏卵の安全性等に関する情報提供を行い、消費の安定を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、余剰卵の流通の促進に必要な流通円滑化の手法についての検討等を行うとともに、生産者、消費者、流通・加工等の関係者の安全性に関する相互の理解の醸成を推進し、鶏卵の需給と消費の安定・拡大を図る。

## 2 事業の内容

### (1) 鶏卵の流通円滑化等推進

国内の余剰卵の流通円滑化に必要な枠組みの検討及び鶏卵価格の形成の仕組みの検証を行うとともに、コスト低減した飼料等を使用した鶏卵に関する調査等を行い、加工用鶏卵を含む鶏卵の適切な価格での流通の円滑化を推進する。

### (2) 鶏卵安全性等知識普及推進

消費者等に対して、国産鶏卵の安全や表示に関する情報を発信・提供するとともに、生産者組織が消費者団体や流通・加工団体と連携して行う顔の見える関係づくり会合等の活動を推進する。

## 3 事業実施主体

(社) 日本卵業協会

## 4 所要額 (補助率)

2 1 百万円 (定額、1 / 2 以内)

担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課  
代表 03-3502-8111 内線 4942  
担当者：丹菊、松元

# 高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業

## 1 事業の目的

国内外において高病原性鳥インフルエンザが発生している中、本病の発生予防を確実にを行うためには、全国的なサーベイランスの実施等による監視の徹底と併せて、生産者においても家畜伝染病予防法、防疫指針等全国的な方針の下、飼養衛生管理の徹底を図ることが極めて重要となっている。

高病原性鳥インフルエンザは全国的な発生の懸念があること等から、早急に生産者自らが行うウイルス侵入防止体制の整備を全国的に展開し、全国的な防疫水準の向上を図り、もって我が国養鶏産業の発展に資する。

## 2 事業の内容

### (1) 中央段階

中央推進会議を開催し、全国的な運動とするための共通の取組方向を構築するとともに、全国段階におけるテキスト等の作成・配布、地域の家畜衛生指導者を対象とした全国研修会の開催。

### (2) 地域段階

地域の生産者が養鶏生産集団を構成し、お互いの衛生管理をチェックしながら鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化を図るために行う以下の緊急的な取組を支援。

① 野生動物等の防除に関する生産現地での研修会の開催

② 養鶏密集地帯等において共同で行う車両消毒やねずみ等の侵入防止対策の実施体制の整備

等

## 3 事業実施主体

(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会

## 4 所要額 (補助率)

299百万円 (定額、1/2以内)

担当課：生産局畜産部畜産振興課  
代表 03-3502-8111 内線 4910  
担当者：俵積田、山西

# 家畜疾病経営維持資金融通事業

## 1 事業の目的

畜産経営においてTSE（BSE、スクレイピー等）、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

## 2 事業の内容

### (1) 融通対象者

#### ① 経営再開資金（発生農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

#### ② 経営継続資金（移動制限区域内農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者

#### ③ 経営維持資金（風評被害農家を対象）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

### (2) 貸付対象

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

### (3) 貸付条件（貸付利率は平成20年3月19日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人 2,000万円 法人 8,000万円	(1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛10万円、肥育用牛10万円、 繁殖用雌牛5万円、肥育豚1万円、 繁殖豚2万円、鶏4万円、 繁殖用めん羊及び山羊1万円	
償還期限 ：うち据置期間	5年以内 2年以内	3年以内 1年以内	
貸付利率	1.425%以内		1.60%以内
利子補給率	1.425%以内		1.01%以内

## 3 融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行、信用金庫

## 4 事業実施主体

(社) 中央畜産会

## 5 融資枠

350億円

〔 担当課：生産局畜産部畜産企画課  
代表 03-3502-8111 内線 4893  
担当者：本田、塚口 〕